

令和6年度

一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 会員健康診断補助 実施要綱

(目的)

第1条 一般社団法人兵庫県自動車整備振興会に加入する会員及び会員の従業員の健康維持、増進を目的とする。

(対象)

第2条 一般社団法人兵庫県自動車整備振興会の正会員とする。

(適用範囲)

第3条 医療機関及び健康診断を行う医療法人で受診したもので、受診内容が記載された領収書、請求書、または受診証明等(ともに写しで自己負担額が分かる書面等)を添付できるものに限る。

(請求方法)

第4条 補助金の請求をしようとする会員は、様式1に必要事項を記載し、提出するものとする。

(支給の金額)

第5条 1会員につき年度内1回とし、一律7,000円の補助を行う。但し、自己負担額が7,000円を下回る場合は実費とする。

(支給の方法)

第6条 補助金の請求書のあった月の翌月20日に指定された口座に振り込む。